

公示番号：160759

国名：スーダン

担当部署：農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

案件名：稲作振興能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年11月中旬から2017年1月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.60M/M、現地 0.83M/M、合計 1.43M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	25日	7日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：10月19日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約（単独型）(2014年4月以降契約)>業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出について)
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧ください。
なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年11月1日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	8点
②業務実施上のバックアップ体制等	2点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験	45点
②対象国又は同類似地域での業務経験	9点
③語学力	18点
④その他学位、資格等	18点

(計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	スーダン／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

スーダンの農業は GDP の約 3 割、労働人口の約 8 割を占めており（世界銀行、2015 年）、同国の基幹産業である。しかし、2 度にわたる内戦による土地の荒廃やインフラの整備不足の結果、国内の農業は後退し、農業生産は長期にわたって停滞している。

こうした状況において、スーダン政府は食料の安全保障、農業生産性向上、貧困削減と所得の向上を図るべく、連邦農業灌漑省（当時。2015 年に連邦農業林野省へ再編。以下「連邦農業省」）を含む 8 省にわたる省庁横断プログラムとして、「農業再活性化計画」（2008 年～2011 年）を策定し、農業セクターの各種取り組みを推進している。

その中でも、スーダン政府はコメを小麦に次ぐ戦略的に重要な作物と位置付け、連邦農業省は「5 か年計画」（2012 年～2016 年）の策定や「国家コメ開発戦略（NRDS）」の策定を通じ、コメ生産開発を推進している。しかしながら、2011 年時点におけるコメの国内生産量は 2.3 万トンとされており、国内需要を賄うために約 5 万トンを輸入に頼っている状況である。

JICA は技術協力プロジェクト「農業再活性化計画実施能力強化プロジェクト」（2010 年～2016 年）を実施し、連邦農業省及び対象 6 州（ゲジラ州、白ナイル州、センナール州、ゲダレフ州、北部州、リバーナイル州）の州農業省を対象に、政策実施能力強化、及び適正稲作技術の開発に係る支援を行ってきた。この結果を受け、スーダン政府は陸稲生産振興に係る組織能力強化・技術人材育成をさらに発展させるため、我が国に対し技術協力プロジェクト「稲作振興能力強化プロジェクト」（以下、本プロジェクト）を要請した。なお、要請ではゲジラ州、白ナイル州の 2 州が対象サイトとして挙げられている。

今回実施する詳細計画策定調査は、本プロジェクトに係る計画枠組み、実施体制、成果と活動等を整理した上で、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトに関わる協議議事録（M/M）締結を行うとともに、事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、本業務従事者は、他の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめを行う。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2016 年 11 月中旬～2016 年 11 月下旬）

- ①要請背景および内容を把握する。
- ②当該分野に係る既存の文献、類似する事業等の報告書等の収集・分析を行う。
- ③現地調査で相手国関係機関から収集すべき内容を検討する。
- ④相手国関係機関への質問票（案）を作成する。
- ⑤他団員と協力し、PDM（和文・英文）、PO（Plan of Operation）（和文・英文）の原案を作成する。
- ⑥調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間（2016 年 11 月下旬～2016 年 12 月下旬）

- ①相手国関係機関との協議及び現地調査に参加し、当該プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報・資料の収集、整理、分析を行う。
- ②他団員と協力し、質問票の回答回収も含め担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的な情報収集内容は以下のとおり。
 - ア) スーダンの農業分野における開発政策、その中の稲作振興の位置づけ。
 - イ) スーダン国全体及び州別の稲作生産に係る最新統計（生産量、生産面積、単収、水稻・陸稲の生産割合、輸出入量、灌漑整備状況、等）

- ウ) 連邦農業省、ゲジラ州農業局、白ナイル州農業局、及び関連する機関の組織体制、所掌業務、人員、予算とその計画・承認プロセス。
- エ) 他ドナー（FAO等）による農業分野に係る支援状況、ドナー連携・協調の動向
- ③調査結果及び関係機関等のコメントを踏まえたうえで、PDM、PO（和文・英文）、及びM/M案（英文）とR/D案（英文）の作成に協力する。
- ④評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）（和文）の作成に協力する。
- ⑤現地調査結果のJICAスーダン事務所等への報告に参加する。

（3）帰国後整理期間（2016年12月下旬～2017年1月中旬）

- ①収集資料の整理・分析、収集資料リスト作成、質問票回答の全体取りまとめを行う。
- ②帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③事業事前評価表（案）（和文）の作成に協力する。
- ④担当分野に係る詳細計画調査報告書（案）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成したものを含めたとりまとめを行う。また、詳細計画調査報告書（案）（和文）の全体のとりまとめに協力する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（1）～（2）とし、電子データをもって提出することとする。

- （1）事業事前評価表（案）（和文）
- （2）担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参考願います。留意点は以下のとおり。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ドバイ／ドーハ／アブダビ⇒ハルツーム⇒ドバイ／ドーハ／アブダビ⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2016年11月28日～2016年12月22日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に約10日間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 農業普及／研修（コンサルタント）
- エ) 評価分析（本コンサルタント）

③便宜供与内容

JICAスーダン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎

あり

- イ) 宿舎手配

あり

- ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳傭上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

JICA が全体工程をアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供

なし

（2）参考資料

①本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム（TEL:03-5226-8409）にて配布します。

- ・本プロジェクト要請書
- ・スーダン国「農業再活性化計画」実施能力強化プロジェクト(2)（第2年次）プロジェクト業務完了報告書（2016年2月）

②本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

（<http://libopac.jica.go.jp/>）

- ・スーダン共和国「農業再活性化計画」実施能力強化プロジェクト終了時評価(2)調査報告書（2016年1月）
- ・スーダン共和国「農業再活性化計画」実施能力強化プロジェクト終了時評価調査報告書（2013年11月）
- ・スーダン共和国 農業セクター基礎情報収集・確認調査報告書（2012年3月）

（3）その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA スーダン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録して下さい。

③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイドライン（2014年10月）」

（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上